

## 重点課題名 : ⑨農産物の安全・安心

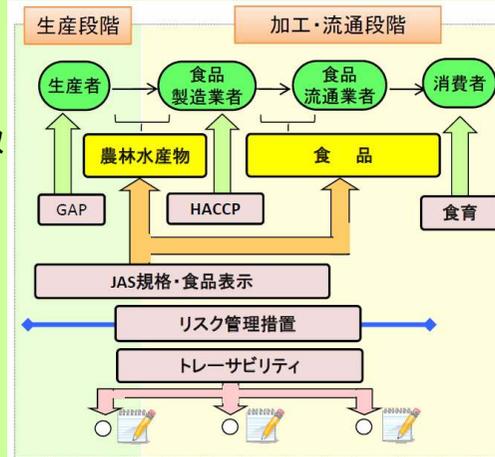
- 検討項目
1. 食品供給工程管理の普及・定着
  2. 食品表示の適正化の徹底
  3. 鳥インフルエンザ等家畜防疫対策

# 食品供給工程管理の普及・定着

- 「後始末より未然防止」の考え方を基本として、生産から消費に至る生産者や食品事業者等の安全・安心の自主的な取組みを助長

## 【現 状】

- 農業は適正に使用されており、不適正な使用はない。  
自主的な残留農薬検査 H21:348検体
- GAPは、生産者の主体的な取組として一部の産地で限定的  
H21:3グループ  
(いちご、ミニトマト、レタス)
- HACCPは、中小事業者等では、いまだ未着手  
HACCP手法に基づく衛生管理の導入 H21:採卵鶏農家等 6戸  
乳製品工場等 4事業所



- 多くの生産者が生産履歴記帳等に取り組むものの、産地全体として完全に実施していない。  
生産履歴記帳率の向上 H16: 30% → H21: 65%
- 一部生産履歴情報を開示している生産者も散見

## 【課 題】

- GAPへの生産者自らの取組みの助長と実需者等のニーズを踏まえた取組内容の高度化
- 中小事業者等が取り組めるHACCP手法の早期導入・普及

## 【先進的な取組事例】

- GAPの取組み

いちごの例 三木町A生産組合 (H17開始)  
施設管理、衛生、生産・収穫過程、調整作業、出荷過程ごとにチェック項目を作成、点検、評価



〔バック詰め作業時における衛生管理〕

- トレーサビリティシステムの導入

梨の例 JA香川豊南 (H19導入)  
果実に直接、生産者と出荷に関する情報を印字することで、トレーサビリティに対応



〔ホウナン梨の印字情報〕

## 【対応方向のイメージ】

- 人材育成機会の充実、最新情報の提供を通じた生産者や中小事業者等の自主的な取組みを助長
  - [生産段階]
    - ・ 食品安全に加え、環境保全など高度な取組内容を持つGAPの普及
    - ・ GAPの指導者の育成
  - [製造段階]
    - ・ HACCP手法による食品管理を実践できる現場責任者等の養成
    - ・ HACCP手法の前提となる一般的衛生管理の徹底
  - [流通段階]
    - ・ 取組みが遅れている生産者や中小事業者等に対する低コストで簡易なトレーサビリティの導入

※GAP (農業生産工程管理) : 農業生産活動を行う上で必要な点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動の手法。  
HACCP (危害分析・重要管理点) : 入荷から製造・出荷までの全ての工程において、あらかじめ危害を予測し、継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決する手法。  
トレーサビリティ: 生産、加工及び流通の特定のつまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。

# 食品表示の適正化の徹底

- 食品事業者の表示制度に関する知識と法令遵守意識の向上に向けた普及啓発の徹底
- 消費者の信頼を確保するための厳格な監視

## 【現 状】

- 全国的に多発する偽装表示問題等により、食品を扱う事業者においても適正表示に対する意識が高まる。

事業者からの相談件数

H16 : 90件 H18 : 102件 H20 : 131件 H21 : 136件

- 県内の小売店舗における不適正表示は減少傾向

食品の品質表示が不適正であった店舗の割合(%) (食品表示ウォッチャーからの報告に基づく調査)					
H16	H17	H18	H19	H20	H21
20	14	10	8	4	2

- 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」が新たに施行されるなど、食品の原料原産地等の表示義務づけ対象が拡大

## 【課 題】

- 食品表示に関する法令は、JAS法をはじめ数多く、事業者にとっては複雑で分かりにくい
- 原料原産地等の表示の義務づけ対象が拡大される動きへの適切な対応
- 食品表示の科学的な分析等に基づく不適正な表示に関する監視の強化

## 【最近の取組み】

### 法令遵守意識の啓発と確認

#### 生産から流通までの食品を扱う全ての事業者を対象とした普及啓発と実態調査

- ・講習会の開催(30回 H21年度)
- ・相談窓口での相談(136件 H21年度)
- ・店舗等の巡回点検(18,124件 H21年度)

### 厳格な監視

#### 食品表示の関係法令を所管する国や庁内各課との情報共有による厳しい監視

JAS法(農業生産流通課、県民活動・男女共同参画課)、  
食品衛生法(生活衛生課)、景品表示法(県民活動・男女共同参画課)、  
計量法(計量検定所)、健康増進法(健康福祉総務課)、  
薬事法(薬務感染症対策課)、米トレーサビリティ法(農業生産流通課)、  
不正競争防止法(県警)、牛トレーサビリティ法(農林水産省)、  
容器包装リサイクル法(農林水産省)、酒税法(国税局)

#### 疑義情報の収集のための体制

- ・食品表示110番の設置(情報提供件数 48件 H21年度)
- ・食品表示ウォッチャーの委嘱(81名 H21年度)

## 【対応方向のイメージ】

- 食品事業者に対する国や関係部局と連携した関係法令の周知徹底や法令遵守意識の啓発と実態調査の徹底
- 国や関係部局との連携による指導の徹底と、DNA鑑定等の科学的な分析の導入による厳格な監視

# 鳥インフルエンザ等家畜防疫対策

- 農場への病原体の侵入防止対策を中心に、家畜の飼養衛生管理基準の遵守
- 防疫対策マニュアルの策定（随時見直し）とそれに基づく防疫演習の実施

## 【現 状】

- 家の畜伝染病の中でも、経済的に多大な被害を及ぼす鳥インフルエンザや口蹄疫については、格別の防疫対策が求められている。
- 両疾病は、世界中で50カ国以上の国で発生している。
- 鳥インフルエンザは、致死率と伝染力が高く、養鶏業界に多大な損害を与える。
- 我が国でも発生しているが、懸命な防疫措置等により清浄国に復帰している。 H16～H21 10件 7,792,754羽が殺処分
- 口蹄疫は、致死率は低いが伝染力が非常に強く、发育障害等を引き起こすため、経済的な損失は大きい。
- 宮崎県で10年ぶりに発生し、324,886頭が殺処分された。  
(H22. 7. 5現在)

## 【課 題】

- 鳥インフルエンザや口蹄疫などが発生した場合、最初の1例目で押さえることが重要となるため、初動防疫体制の整備充実が必要である。
- 鳥インフルエンザは、新型インフルエンザに変異する恐れがあると言われており、発生県の鶏卵、鶏肉の買い控えや店頭からの撤去といった風評被害が発生することがある。
- その他、家畜に由来する病原体による食中毒が発生している。  
(人獣共通伝染病：0-157、サルモネラ、キャピバクター等)

## 【県内での取組み】

- 防疫対策マニュアルの策定（随時見直し）
  - ・鳥インフルエンザ、口蹄疫
- 防疫演習の実施
- 農場の緊急消毒



## 【対応方向のイメージ】

- 農場への病原体の侵入防止対策を中心に、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
- 初動防疫に必要な防疫資材を備蓄し、定期的な更新を図りながら、防疫演習を行うなど、発生時に備える必要がある。
  - ・全畜産農家の埋却候補地の選定
- 一般県民に、情報誌、ホームページ等を活用し正確な情報を提供する。